

工事上の遵守事項

1. 工事は日曜祭日を除く午前8時から午後6時までとする。但しやむを得ない事情で管理事務所の許可を得た場合にはこの限りでない。（別途、正月・GW・お盆期間中などに工事禁止期間があります。）
2. 工事車両の駐車は、通過車両の妨げにならないよう注意する。また必要に応じて交通整理員を配置する。
3. 工事等により道路や水道管を破損した場合は直ちに管理事務所に連絡し、責任をもって原状に復する。なお、鉄キャタピラー車両（ゴムパッド装着車を除く）は養生を行わない限り道路上での通行を禁止する。
4. 工事を行うときは専有部分内の敷地で行う。
5. 工事によって出たゴミは放置せずその都度処理する。工事によって出たゴミや廃棄物は管理組合では処理しないので、工事業者の責任で別荘地外に於いて処理する。
6. 水道の工事及び使用に際しては、「京王富士スバル高原別荘地第一次水道使用規則」を参照のうえ、これを遵守する。
7. 建物の建築や敷地の造成にあたっては、以下の事項を含む管理規約・使用細則を遵守する。
 - ① 建物を建築するときは、工事着工前に管理組合へ建築工事届、建築確認申請書（控）及び建築図面等（配置図、平面図、立面図、内外部仕上表、工事業者名簿）の写しを提出する。増改築（改造）工事も同様とする。また工事完了後は速やかに工事完了届を提出する。
 - ② 建物を建築するときはその建ぺい率は20%以下、容積率は40%以下、地上2階建以下にする。また建物の外壁は道路及び隣地境界線より2m以上の距離を保つものとする。
 - ③ 地形に順応した建築を行い整地や樹木の伐採は建築に必要な最小限度にする。（樹木を伐採したときは、出来るだけその数だけの植栽をする。）
 - ④ 当別荘地は標高1,100mの山岳地域にあるので冬季の寒冷、降雪に対応できる建物及び設備とし、基礎工事は凍上が発生しない様に注意する。
 - ⑤ 建物は周囲の環境や風紀を害する恐れのあるもの及び居住用（別荘用住宅）以外の目的のものは建築しない。

- ⑥ 建物の建築や樹木は近隣に配慮し、建物の外壁、屋根の色彩は周囲の自然と調和をはかったものにする。
- ⑦ 路上駐車を避けるため、建築時に敷地内に駐車スペースを確保する。
- ⑧ 出入口、駐車場等の築造は、原則として本物件が面している道路（遊歩道を除く）と接続するようにし、共用部分である道路のグリーンベルト部分の加工を行う場合は容易に原状復帰できるものとし（*註）、人及び車両の出入りに必要な最低限の幅員とする。
- ⑨ 塀、境界（ロープ等を含む）、垣根等は出来得る限り設けない。必要な場合は生垣もしくは木さく等で行い、極端に他を排する印象のある石塀、有刺鉄線等を設置しない。
- ⑩ し尿及び排水処理は必ず合併浄化槽を設け敷地内への滲透式にする。

以上

* 「容易に原状回復できる」施工とは原則として砂利などを転圧した舗装とします。

やむを得ずコンクリート等で舗装される場合には、以下をお守りください。

- ・道路および敷地との接続部両端には縁切りを設けるか木型枠残置の方法で施工すること。
- ・舗装の厚さは100mm以内とすること。
- ・舗装部材の中に鉄筋等を入れないこと。

なお、共用部分であるグリーンベルトの地中には水道管や電力線が埋設されています。

万一漏水が発生したり水道管や電力線の更新が必要となった場合には、区画所有者が施工した舗装を撤去する必要があるが生じます。

この場合、管理組合では敷地所有者が施工した舗装の原状回復の責を負いませんので、あらかじめご了承ください。